

**令和5年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策**

令和5年2月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	3
II 資源循環型社会の構築	20
III 全てのいのちが共生する社会の構築	29
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	34
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	51

はじめに

大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、**2021**(令和3)年3月に「**2030** 大阪府環境総合計画 ～いのち輝く **SDGs** 未来都市・大阪をめざして～」(以下「環境総合計画」という。)を策定しました。

環境総合計画では、**2050**年の将来像「大阪から世界へ、現在から未来へ府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」を見通して、**2030**年の「いのち輝く **SDGs** 未来都市・大阪」の実現に向けて環境施策を展開することとしています。**2050**年は府域の二酸化炭素排出量実質ゼロや、海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をめざすとされるなど、地球規模の重要な環境課題があります。このような長期の将来像を見通して、**SDGs**(国連の持続可能な開発目標)の目標年でもある**2030**年までに具体的な取組みを速やかに展開する必要があり、環境総合計画では、そのための施策の基本的な方向性として「中・長期的かつ世界的な視野」及び「環境・社会・経済の統合的向上」を位置付けることとしています。

取組みの推進に当たっては、「脱炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5分野を設定して、個別計画等を策定し具体的な施策を推進します。

個別計画は、「施策の基本的な方向性」に基づき、各分野ごとに背景・現状・課題等を詳細に整理・解析するとともに、適宜、有識者等に意見聴取を行い、具体的な目標や施策を定めることにより、各分野が同じ方向性をめざし、整合性を保ちながら、計画的かつ実効性のある取組みを推進します。

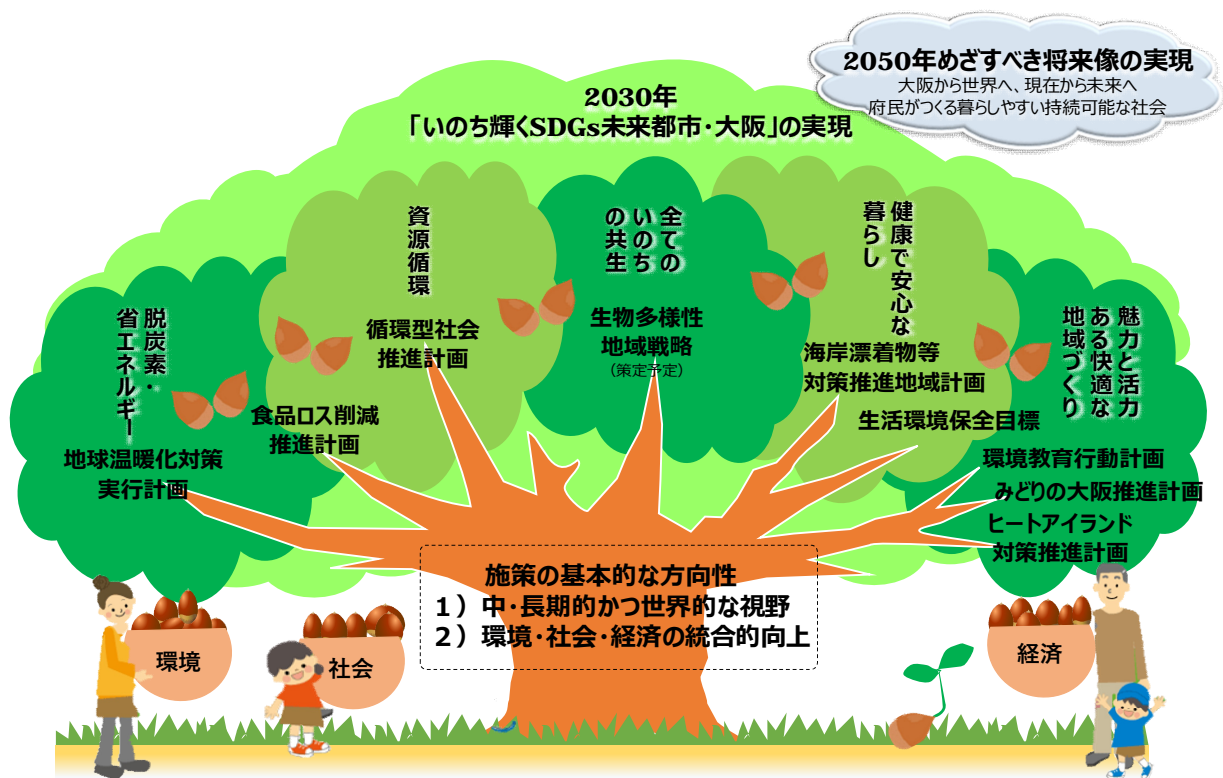


図 環境総合計画の将来像、環境施策分野と主な個別計画

また、環境基本条例に基づく施策報告を通じて、毎年度、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルによる施策・事業の点検・評価を行うとともに、施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応して改善することにより、効率的、効果的な施策の実施を図ることとしています。

本報告は、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策をとりまとめたものです。

また、本報告では、環境総合計画に掲げる「2030年の実現すべき姿」及びその姿に向けた施策の方向を示すとともに、2023年度の主な施策・事業と取組みを記載しています。

※施策事業名の横の[]内の数字は、2023（令和5）年度当初予算要求額です。

（一部、令和4年度第11号補正予算により措置された事業を含みます。）

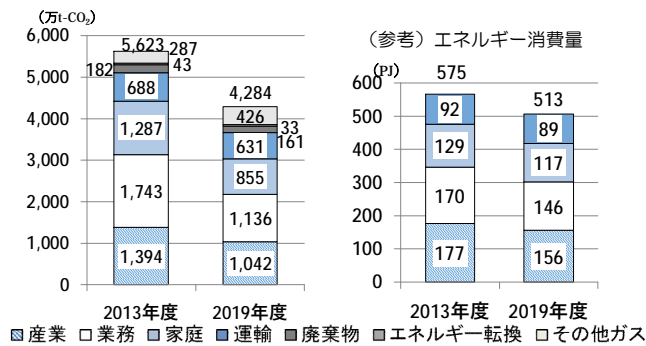
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs 実現に向けて温暖化対策（緩和策・適応策）が加速している。
- 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。
- 再生可能エネルギー由来の電気など CO₂ 排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。

《現状》

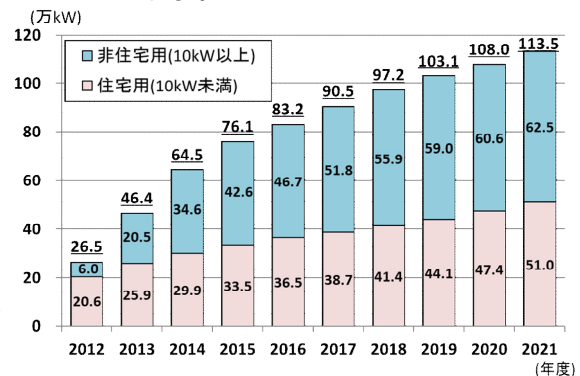
- 府内における 2019 年度の温室効果ガス排出量は 4,284 万トンであり、2013 年度比で 23.8%の減少となっています。



府内における温室効果ガス排出量の推移

注) 左図は温室効果ガス排出量、右図はエネルギー消費量を示す。
2019 年度のエネルギー消費量は 513PJ であり、2013 年度比で 10.8%の減少となっています。

- 太陽光発電設備の 2021 年度の導入量は 113.5 万 kW であり、2020 年度の 108.0 万 kW と比べ 5.5 万 kW 増加しています。



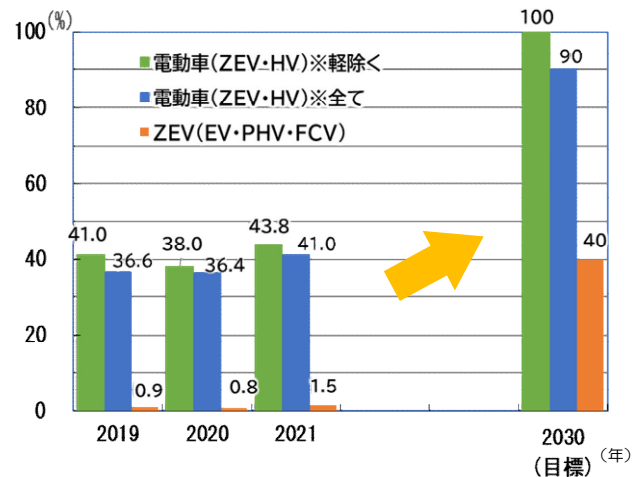
太陽光発電導入量の推移

- 府内の 2021 年の自動車の新車販売台数のうち、電動車の割合は 43.8%(軽自動車除く)、41.0%(すべての自動車)でした。また、ゼロエミッション車の割合は 1.5%でした。

※2021 年 3 月に「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2030 年の取組指標を設定。

【取組指標】

- ・軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める電動車の割合 10 割
- ・すべての乗用車の新車販売に占める電動車の割合 9 割
- ・すべての乗用車の新車販売に占めるゼロエミッション車の割合 4 割



新車販売台数に占める
電動車・ゼロエミッション車の割合

(注) ゼロエミッション車 (ZEV) とは、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) のこと。電動車とは、ゼロエミッション車 (ZEV) とハイブリッド自動車 (HV) のこと。

● 施策の方向

- あらゆる主体の意識改革と行動喚起
- 事業者における脱炭素化に向けた取組促進
- CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進
- 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進
- 資源循環の促進
- 森林吸収・緑化等の推進
- 気候変動適応の推進等

《分野別計画及び目標等》

- 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
概要：地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策（緩和策）及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進するために策定するもの。
目標：2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で40%削減
- ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン（大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編））
概要：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府庁の事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のための実行計画として策定するもの。
目標：2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度（2013年度）比で45%削減
- おおさかスマートエネルギープラン
概要：大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組みの方向性を提示するもの。
目標：①自立・分散型エネルギー導入量（太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量）：
2030年度に250万kW以上
②再エネ利用率（電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率）：
2030年度に35%以上
③エネルギー利用効率（府内総生産あたりのエネルギー消費量）：
2030年度に40%以上改善（2012年度比）
- 「みどりの食料システム法」に基づく、環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画（府民意見等募集中）
概要：環境と調和のとれた食料システムの確立を図るとともに、「おおさか農政アクションプラン」などの目標達成に向け農業事業者等の活動を促進するもの。
目標：2026年度の府内耕地面積における有機農業取組面積を基準年度（2022年度）より0.3%増加させるなど。

2023 年度の主な施策・事業と取組指標

あらゆる主体の意識改革と行動喚起

■気候危機の認識共有の促進

[- 千円]

(目的)

あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。

(内容)

気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進します。

具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図ります。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・おおさかゼロカーボンシティ連絡会
会議の開催回数 2回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■おおさかスマートエネルギー協議会

[235 千円]

(目的)

おおさかスマートエネルギープラン（2021 年 3 月策定）に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組みを推進すること。

(内容)

府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催します。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・会議の開催回数 5回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■地域温暖化防止活動推進員機能強化事業

[2,740 千円]

(目的)

地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の低い府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の場や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。

(内容)

ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野（エネルギー小売、住宅、自動車、家電、金融商品、衣・食に係る消費・廃棄）において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民（消費者）に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成します。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・養成講座の開催 3事業分野×2回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9287】

■府庁の率先行動

[384 千円]

(目的)

府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。

(内容)

「ふちちょう温室効果ガス削減アクションプラン（2021年3月改定）」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減（2013年度比）する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取り組みをけん引します。

<2023年度の取組指標>

- ・エネルギー消費量の削減
- ・温室効果ガス排出量の削減

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■府有施設における再生可能エネルギー電気の調達

[- 千円]

(目的)

2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。

(内容)

府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、庁舎等で使用する電気について、順次、再生可能エネルギー100%電気の調達を行います。

<2023年度の取組指標>

- ・庁舎等における再エネ電気への切替えについて、電気調達を取り巻く状況等を踏まえながら、対象施設の拡大に向けて取り組む。

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■ESCO 事業の推進

[1,032 千円]

(目的)

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

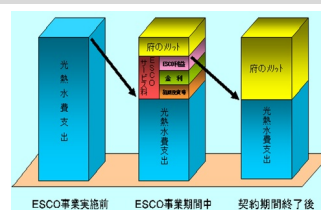
(内容)

「新・大阪府ESCOアクションプラン（2015年2月策定、2020年3月改正）」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。

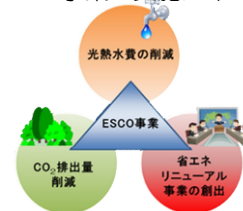
また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図ります。

<2023年度の取組指標>

- ・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施
- ・2022年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施
(大阪府新別館(北館・南館)、大阪府税事務所4施設)
- ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度



ESCO事業の実施スキーム



ESCO事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

■環境学習における省エネ等行動変容促進ツール開発事業【新規】

[4,665 千円]

(目的)

児童一人一人が関心を持ち、学校や家庭での省エネ等に主体的・継続的に実践できるよう促していくこと。

(内容)

学校や家庭での省エネ等の行動変容のさらなる促進を図るため、学校のみならず、家庭でも活用できる電子版学習ツールを作成します。

<2023 年度の取組指標>

- ・効果検証を行う協力校の選定と協力校での試行実施

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■脱炭素化に向けた消費行動促進事業

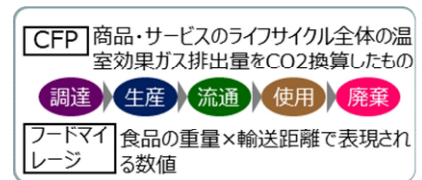
[9,988 千円]

(目的)

府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が簡便に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。

(内容)

大阪産(もん)や有機農産物の普及取組とも連携し、大阪版 CFP 算定手法を活用した大阪産農水産物へのラベル表示等による普及啓発を本格実施します。また、同手法の算定対象分野を拡大し、農産物加工品や容器包装への展開を図ります。



CFP のラベルイメージ

<2023 年度の取組指標>

- ・有識者検討会議 3 回
- ・ラベリング表示の実施 農水産物等 30 品目

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業

[46,000 千円]

(目的)

府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。

(内容)

小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、生産・流通・使用等の過程での CO₂ 排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して脱炭素ポイントを付与する制度の普及促進を図ります。



令和4年度のチラシ

<2023 年度の取組指標>

- ・制度の運用枠組みをまとめたガイドライン(素案)の作成
- ・脱炭素ポイントを付与する商品・サービスを拡大するための補助事業 12 者程度

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■大阪産(もん)を活用した脱炭素化推進事業【新規】

[11,373 千円]

(目的)

府内で大阪産(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現をめざすこと。

(内容)

「Osaka AGreen Action」の一環として、CFPラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪産(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催します。併せて、プラごみ削減等の一体的な啓発に取組みます。

※「Osaka AGreen Action」:「食」とそれを支える「農とみどり」の分野で今すぐできる行動に、生産者・販売事業者・消費者等が一体的に取り組むこと。



一体的な PR イメージ

<2023 年度 of 取組指標>

- ・大阪市内中心部でのイベント実施 2回

【流通対策室 06-6210-9605】

■ZEH の普及促進

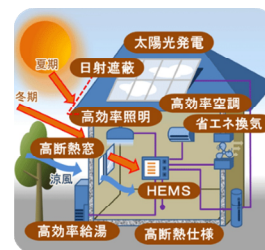
[- 千円]

(目的)

住宅における省エネ・再エネ導入の推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。

(内容)

環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などの ZEH の多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場での ZEH リーフレットの配布やハウスメーカー等と連携した ZEH 宿泊体験事業等を実施します。



ZEH イメージ

<2023 年度 of 取組指標>

- ・ZEH の多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施
- ・ZEH の宿泊体験のできる場の創出など

【脱炭素・エネルギー政策課
06-6210-9254】

事業者における脱炭素化に向けた取組促進

■脱炭素経営宣言促進事業【新規】

[4,971 千円]

(目的)

新たに脱炭素経営宣言登録制度を創設し、事業者における脱炭素経営を促進すること。

(内容)

脱炭素化を促進するセミナーの開催を通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携して、事業者への働きかけを実施します。

脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行するとともに府 HP 等により広く PR するとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行います。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・脱炭素経営宣言登録事業者 800 者

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組みの促進

[2,844 千円]

(目的)

エネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の温室効果ガスの排出削減を促進すること。省エネの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大やサプライチェーン全体での取組み等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。

(内容)

特定事業者(約 800 事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。

また、2022年3月に改正した気候変動対策推進条例に基づき、特定事業者による届出制度の強化を図ります。さらに、より多くの事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促すため、特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度及び府がその内容を評価する制度の運用を開始します。本制度と合わせて、商工会議所や地域金融機関と連携し、事業者による脱炭素経営を支援する各種メニューを提供することで、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげます。



特定事業者への立入調査

<2023 年度の取組指標>

- ・計画推進に係る事業者説明会 1回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業【新規】

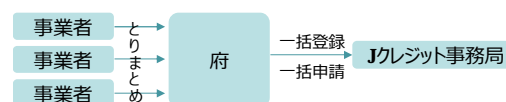
[39,565 千円]

(目的)

府内事業者によるCO₂削減分をクレジット認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による意欲的な対策を促進するとともに、万博以降も対策を継続することによる脱炭素経営の浸透を図ること。

(内容)

府内事業者によるCO₂削減対策の実施状況・クレジット化及び万博への寄附に関する意向調査・情報収集を行った上で、プログラム型認証によるJ-クレジット認証手続き(方法論の選定、プロジェクトの申請・登録等)を行います。



プログラム型認証のイメージ

<2023 年度の取組指標>

- ・方法論認証件数 5件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■サプライチェーン全体のCO₂排出量見える化モデル事業【新規】

[34,778 千円]

(目的)

サプライチェーン全体での排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組みを促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげること。

また、万博を契機とした大阪製品の世界への発信等につなげること。



サプライチェーン全体の排出量イメージ図

(内容)

万博会場等での利用が想定される品目を取り扱う事業者を対象に、サプライチェーン全体での排出量の見える化や削減のための改善策の提案をモデル的に実施します。

<2023 年度の取組指標>

- ・モデル事業 3事業者

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■省エネ・再エネ設備の導入モデル事例の普及啓発事業【新規】

[3,280 千円]

(目的)

多種多様な設備導入等の事例を幅広く周知することにより、同業種・同規模の中小事業者にも身近なものに感じてもらうことで、中小事業者の脱炭素化の取組みを加速させること。

(内容)

令和4年度「中小事業者の脱炭素化促進補助金」の交付を受けて設備導入等を行った中小事業者に対し、脱炭素化に取り組むこととなった経緯や、取組内容、設備更新等の効果（CO₂削減率、経費削減効果）などについて調査・取材を行い、収集した取組事例（15件程度）をとりまとめて、府HPコンテンツ及びリーフレットを作成し、府内中小事業者に広く発信します。

<2023 年度の取組指標>

- ・補助金採択事例のフォローアップ調査、リーフレット作成、HP作成

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■ 中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業【新規】 [60,000 千円]

(目的)

気候変動対策推進条例に基づく対策計画書届出制度について、令和5年度から任意で中小事業者（特定事業者を除く）が届出できる規定を新たに設けたことを踏まえて、中小事業者（特定事業者を除く）における自律的な脱炭素化の取組みを促すこと。

(内容)

中小事業者（特定事業者を除く）が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備更新や再エネ設備導入の効果的な取組みを支援するため、府が補助を行います*1。

*1 国・市の補助金の交付決定を受けている事業者も対象

<2023 年度の実績指標>

- ・ 補助件数：20 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■ 中小事業者 LED 導入促進事業 [1,573,338 千円]

(目的)

中小事業者に対し、取組みが進んでいない LED 照明の導入に対する補助を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。

LED への更新は比較的取り組みやすく、電気料金の低減につながる効果的な対策であることに加え、これまで脱炭素化に取り組めていなかった事業者にとっては脱炭素経営の第一歩ともなり得えます。



(内容)

中小事業者が大阪府内で運営する工場・事業場において、既存の照明設備を LED 照明へ更新するための設備費及び附带工事等に要する費用の一部を補助します。

<2023 年度の実績指標>

- ・ 補助件数：850 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■建築物の環境配慮制度の推進

[3,645 千円]

(目的)

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

(内容)

気候変動対策推進条例に基づき、延べ面積 2,000 m²以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。

2018年度から2,000 m²以上の建築物（非住宅）及び10,000 m²以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行います。

また、2022年度からは、府内における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務を条例に規定、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しています。

なお、2023年度からは、複雑な制度について分かりやすく説明した啓発ツールを作成・活用し、市町村と連携した制度等の普及啓発を行う予定です。

さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催します。

<2023年度の取組指標>

- ・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度



表示ラベル
(大阪府建築物環境性能表示)



令和3年度おおさか環境にやさしい建築賞大阪府知事賞建物
(Innovation Garden OSAKA Center)

【建築環境課 06-6210-9725】

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[4,006 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取組み、エネルギーの地産地消や府内外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。

(内容)

大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス
- ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表
- ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大
- ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング
- ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング
- ・共同購入による再生可能エネルギー電気の利用促進
- ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート
- ・事業者登録制度を活用した EMS (I初級・マゾシステム) の普及啓発
- ・省エネ・省 CO₂ に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施
- ・ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及啓発
- ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発

<2023 年度の取組指標>

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200 件
- ・省エネセミナーの開催・講演 20 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業【新規】

[25,611 千円]

(目的)

脱炭素や海洋プラスチックごみの長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。

(内容)

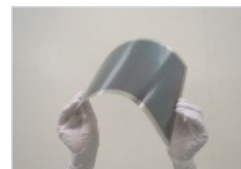
環境・エネルギー先進技術の普及を促進するため、来阪来場者に PR しやすい民間施設等に先進技術を導入して CO₂ 削減効果等を発信するモデル事業に補助するとともに、先進技術が普及した未来社会の姿を見せる動画等のコンテンツを作成します。

- ・対象技術 脱炭素技術、海洋プラスチック対策技術
- ・補助額 脱炭素技術 上限 1,000 万円
海洋プラスチック対策技術 上限 500 万円
(それぞれ 1 件、導入費の 1/2 補助)

<2023 年度の取組指標>

- ・環境先進技術モデル導入 2 件
- ・万博発信コンテンツの作成

〈対象技術イメージ〉



薄型の次世代太陽電池
(出典：NEDO)



ペットボトル分解菌を
活用したリサイクル
(画像提供：吉田昭介・
奈良先端大特任准教授)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■カーボンニュートラル技術開発・実証事業

[800,148 千円]

(目的)

2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。

(内容)

2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

<2023年度取組指標>

- 採択企業毎に1回以上/年のフォロー

【産業創造課 06-6210-9295】

■脱炭素型農業の推進【一部新規】

[42,031 千円]

(目的)

「おおさか農政アクションプラン」では、大阪エコ農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者等が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。

(内容)

- 脱炭素型農業推進事業

有機農産物等の生産を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行います。

- 大阪エコ農業総合推進対策事業

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進するほか、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行います。

<2023年度取組指標>

- 有機農業栽培マニュアルの作成(1品目)
- エコ農業に役立つ生産技術の開発

【農政室推進課 06-6210-9590】



Osaka A♥Green Action



大阪エコ農産物

CO₂排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進

■気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進

[- 千円]

(目的)

府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。

(内容)

府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける新たな制度を推進します。

<2023年度取組指標>

- 対策計画書の届出件数
- 販売電力量に占める再生可能エネルギー利用率

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業

[- 千円]

(目的)

「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。

(内容)

府と協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。



みんなの
おうちに
太陽光

<2023年度の取組指標>

- ・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000 世帯

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

[276 千円]

(目的)

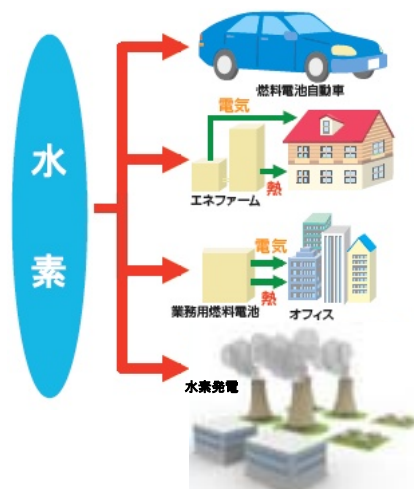
多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。

(内容)

- ・「H₂Osaka ビジョン2022」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進します。
- ・関係機関等と連携し、万博を契機に水素の社会受容性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組みを推進します。

<2023年度の取組指標>

- ・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11 回
- ・燃料電池バス実車運行情報の共有



水素の多様な活用

【産業創造課 06-6210-9295】

■エネルギー産業創出促進事業

[28,121 千円]

(目的)

府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業の府内でのデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。

(内容)

- ・府内企業に対する開発支援補助
府内企業が取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助します。
- ・府内で実施する実証実験補助
AI、IoTやロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助します。



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

<2023 年度の取組指標>

- ・採択企業毎に 2 回以上/年のフォロー
- ・製品化 1 件以上/年

【産業創造課 06-6210-9484】

■中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業

[2,261 千円]

(目的)

成長が期待されているエネルギービジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。

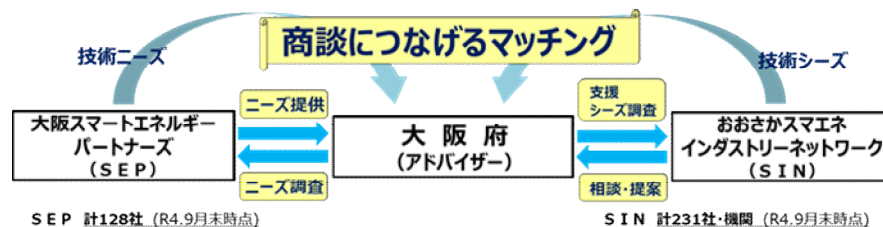
(内容)

【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】

- ・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ (SEP)」とエネルギービジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネインダストリーネットワーク (SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。
- ・SIN 会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速させています。

【中小企業への技術提案支援】

- ・エネルギービジネス分野への参入をめざす SIN 会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししています。



<2023 年度の取組指標>

- ・コーディネート件数 100 件

【産業創造課 06-6210-9484】

輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進

[- 千円]

(目的)

自動車販売事業者（ディーラー）等における電動車普及に係る取組みを促進すること。

(内容)

府内における新車販売台数 3,000 台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組み等の実施を促します。

<2023 年度の取組指標>

- ・自動車販売事業者における電動車販売割合

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進

[- 千円]

(目的)

電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。

(内容)

「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、電動車の普及を促進します。

また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めます。



公用車の庁内カーシェアとして運用実証している超小型電動モビリティを市町村イベントにて展示

<2023 年度の取組指標>

- ・電動車展示会・試乗会の開催 5回
- ・メールマガジン発行回数 12回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業

[5,161 千円]

(目的)

乗車による走行性能や実車での充電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車（ZEV）の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEV の購入・利用を促進すること。

(内容)

カーシェアを通じ ZEV の乗車体験機会を府民に提供します。また、自動車販売事業者（ディーラー）と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一齐に実施します。



乗車体験事業の PR ステッカー

<2023 年度の取組指標>

- ・キャンペーン参加店舗数 100 店舗

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業

[917,000 千円]

(目的)

万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組む、府内の脱炭素化を強力に推進すること。

(内容)

万博会場へのクリーンな移動手段の確保のため、駅シャトルバスへのEV/FCバス導入について大阪府市が必要な経費の一部を補助します。



EVバスの例

<2023年度取組指標>

- ・補助台数 49台

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■電気自動車用充電設備の整備促進

[50,000 千円]

(目的)

誰もが安心して電気自動車（EV）を利用できる環境を整えるため、府民等が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。

(内容)

国及び府の補助金の積極的な活用による充電設備の設置について周知するなど、「おおさか電動車協働普及サポートネット」構成員等と協働して、府民等が利用できる充電設備の設置を促進します。



<2023年度取組指標>

- ・府内のパブリック充電設備の設置数

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■新たなモビリティサービスの導入促進

[30,142 千円]

(目的)

AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。

(内容)

高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院がおもようにできないといった問題の解決等に向け、市町村や交通事業者、AI技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動により自家用車の利用の削減等を通じて環境負荷の低減に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進していきます。



大阪府で社会実験中のOsaka Metroが運行するAIオンデマンドバス

<2023年度取組指標>

- ・市町村と交通事業者が協力して取組むAIオンデマンド交通導入に向けた実証実験経費の支援により、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地への普及につなげていく。

【地域戦略推進課 06-6210-9094】

資源循環の促進

※ 「Ⅱ 資源循環型社会の構築」に記載する取組みを推進

森林吸収・緑化等の推進

※ 「V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」の「森林吸収・緑化等の推進」に記載する取組みを推進

気候変動適応の推進等

■おおさか気候変動適応・普及強化事業

[2,499 千円]

(目的)

府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。

(内容)

おおさか気候変動適応センターに集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、大阪府及び府内市町村での地域気候変動適応計画への寄与も見据えた最新の知見の収集や、それを活用したセミナーを開催します。

また、防災分野に関する府内での気候変動の影響や適応について、有識者の確認を受けながら最新の知見の収集・整理を行い、その結果をセミナーで紹介するとともに、リーフレット等を作成します。

さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに暑さから身を守る対策等の手法についてセミナーを実施します。

※府では、2020年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定

大阪府内の気候変動の影響と適応に関する7分野



<2023年度の取組指標>

- ・座学研修の開催 1回
- ・啓発セミナーの開催 3回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■暑さ対策の推進

[236 千円]

(目的)

暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。

(内容)

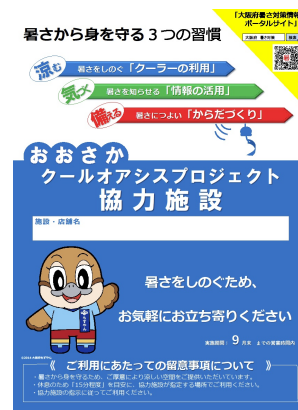
猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取組み、府民の利用促進をはかります。

また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知します。

さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、紙扇子など)を活用し各種環境イベント等で府民に周知します。

<2023年度の取組指標>

- ・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定・4業種(金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ)



クールオアシスプロジェクトの表示例

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

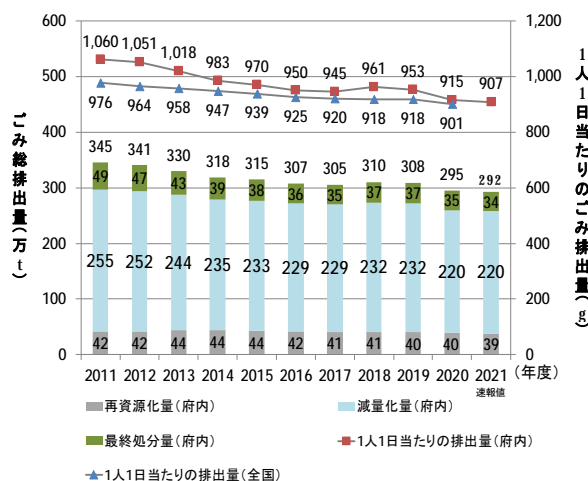
II 資源循環型社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3Rの取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。
- 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。
- 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材（紙、バイオプラスチック等）への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。

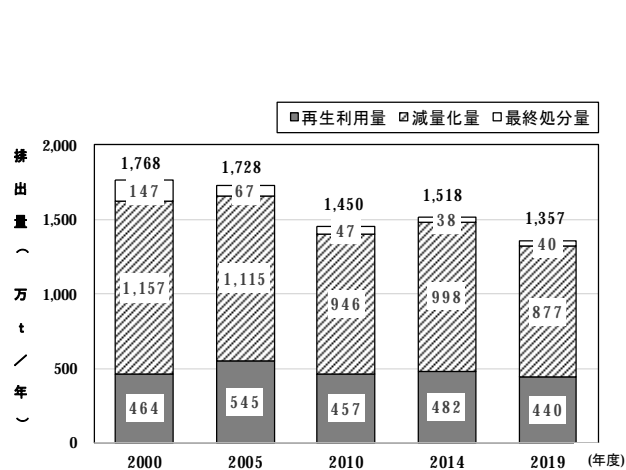
《現状》

- 府内から排出された一般廃棄物は、総量292万トン、そのうち再生利用量は39万トン、最終処分量は34万トンとなっています。（2021年度）
- 府内から排出された産業廃棄物は、総量1,357万トン、そのうち再生利用量は440万トン、最終処分量は40万トンとなっています。（2019年度）



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

■ 容器包装プラスチック（一般廃棄物のみ）

排出量：24万トン（2021年度） ※2020年度：23万トン
 再生利用率：28%（2021年度） ※2020年度：30%

■ 食品ロス

・ 排出量（推計値）

	2000 年度 (基準年)	2019 年度	2030 年度 (目標値)
事業系	33.2 万トン	22.3 万トン	16.6 万トン
家庭系	32.2 万トン	20.8 万トン	16.1 万トン
全体	65.4 万トン	43.1 万トン	32.7 万トン

・ 食品ロス削減に取り組む府民の割合

	2020 年度	2030 年度 (目標値)
認知度	86.3%	—
食品ロス削減のため複数（2項目以上）の取組みを行う割合	81.9%	90%

● 施策の方向

- リデュースとリユースの推進
- リサイクルの推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 適正処理の推進

《分野別計画及び目標等》

〇 大阪府循環型社会推進計画

目標（2025年度）：

- ・ 一般廃棄物
排出量を276万トン、再生利用率を17.7%、最終処分量を31万トン、
1人1日当たり生活系ごみ排出量を400g/人・日とする。
- ・ 産業廃棄物
排出量を1,368万トン、再生利用率を33.2%、最終処分量を33万トンとする
- ・ プラスチックごみ
プラスチックの焼却量を36万トン、有効利用率を94%、
容器包装プラスチック（一般廃棄物のみ）の排出量を21万トン、再生利用率を50%とする。

進行管理指標：

- ・ 一般廃棄物
1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源化物も含めた再生利用率
- ・ 産業廃棄物
排出量から減量化量を除いた再生利用率、
排出量から減量化量を除いた最終処分量
- ・ プラスチックごみ
プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量
生活系焼却ごみのプラスチック混入率

〇 おおさか海ごみゼロプラン（大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画）

※ 「IV 健康で安心して暮らせる社会の構築」に記載

〇 大阪府食品ロス削減推進計画

概要：府民に受け継がれている「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切に、事業者、消費者、行政が一体となって、『もったいないやん！食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに食品ロス削減の取組みを推進する。

目標：・2000年度比で2030年度の食品ロス量の半減をめざす。
・2030年度までに食品ロス削減のための複数（2項目以上※）の取組を行う府民の割合を90%にする。

※大阪府「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」
（取組例）残さずに食べる、冷凍保存を活用する、
賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する など

2023 年度の主な施策・事業と取組指標

リデュースとリユースの推進、リサイクルの推進

■循環型社会推進計画の推進

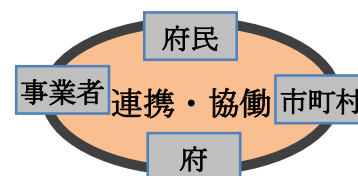
[563 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」という。）」に定めた 3R（リデュース、リユース及びリサイクル）やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。（目標年度：2025 年度）

(内容)

府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3R やプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、生活系焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進していきます。



循環型社会推進計画の実施主体

<2023 年度 of 取組指標>

(一般廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進（ごみ処理有料化の促進、食品ロスの発生抑制、事業系の資源化可能な紙類・廃プラスチック類の混入削減等）
- ・リサイクルの推進（資源化可能な紙の分別・リサイクルの促進等）
- ・プラスチックごみ対策（マイ容器等使用可能店舗の情報発信等）
- ・適正処理の推進（災害発生時の廃棄物処理の備え等）

(産業廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等)
- ・リサイクルの推進（建設廃棄物の分別排出の徹底等）
- ・プラスチックごみ対策（より質の高いリサイクルの促進）
- ・適正処理の推進（排出事業者、処理業者等への立入検査、指導）

【循環型社会推進室 06-6210-9566, 06-6210-9583】

■再生品普及促進事業

[164 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。

【参考】2022 年度末認定製品数 294 製品(予定)

(内、なにわエコ良品ネクストは 97 製品)



「なにわエコ良品ネクスト」マーク



ロハスフェスタ万博 2022 秋
での認定製品の展示

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■容器包装リサイクルの推進

[114 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第 10 期大阪府分別収集促進計画(2023~2027 年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握します。また、容器包装廃棄物の 3R を推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図ります。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。

【参考】2021 年度分別収集量(速報値) 17 万 3 千トン



ペットボトルの選別施設



破碎後のペットボトル

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。

<2023年度取組指標>

- ・ 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。

【参考】2021年度公表状況

産業廃棄物処理計画	207件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	220件
特別管理産業廃棄物処理計画	96件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	91件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■食品ロス削減対策の推進

[22,281 千円]

(目的)

2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた取組みを促進すること。

(内容)

- ・ 流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行います。
- ・ 消費者啓発や未利用食品の有効活用促進のためのフードバンク活動支援など、具体的な取組みを展開します。
- ・ 地域活動や学校への出前講座など多様な分野で活躍するボランティア「もったいないやん活動隊」を募集し、市町村や事業者と連携して食品ロス削減の取組みや府民啓発を推進します。
- ・ 外食、小売等事業者向け、消費者向け取組みを特定のエリアで一体的に実践し、府内の食品ロス削減の実践の場を増やします。

<2023年度取組指標>

- ・ 食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 4回
- ・ セミナー等の実施回数 5回
- ・ ポータルサイトの運用拡充（府民向けページの追加）
- ・ おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度
新規参加事業者数 5事業者



食品ロス削減月間ポスター

【流通対策室 06-6210-9607】

プラスチックごみ対策の推進

■おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業

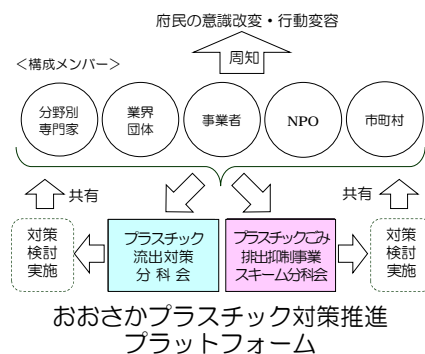
[4,887 千円]

(目的)

プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の環境配慮行動を促進すること。

(内容)

- ・おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営
海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信します。
- ・マイボトルの普及拡大・啓発
府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、給水スポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行うとともに、各主体が連携した取組みを行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成します。



おおさかマイボトルパートナーズによるイベントでの給水スポット設置

<2023 年度の取組指標>

- ・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム
全体会合 開催回数：2回
分科会 開催回数：6回（2分科会×3回）
- ・おおさかマイボトルパートナーズ会議：3回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■使い捨てプラスチックごみ対策推進事業

[5,263 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。

(内容)

- ・マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osaka ほかさんマップ（2021 年 10 月開設）」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き運用していきます。
- ・府民を含めた観光客のプラスチックごみ排出抑制と、意識醸成を促すため、ミナミ・道頓堀地区をモデルに、プラスチックごみの 3R 実証事業等を実施します。



Osaka ほかさんマップ

<2023 年度の取組指標>

- ・Osaka ほかさんマップの運用・情報発信の強化
- ・ミナミ・道頓堀地区をモデルとしたプラスチックごみの 3R 実証事業の実施

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業【新規】

[25,611 千円]

「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業」参照 (p13)

適正処理の推進

■PCB廃棄物等適正処理の推進

[27,283 千円]

(目的)

PCB (ポリ塩化ビフェニル) 使用製品及び廃棄物について、期限内 2026 年度末までの完全処分をめざすこと。

(内容)

- 改正PCB特別措置法 (2016 年 8 月 1 日施行) により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。
- 府保有 (集約保管分) の小型コンデンサー等については、確実に処理を行います。



PCB廃棄物に係る立入検査

<2023 年度 of 取組指標>

- 府内におけるPCB廃棄物 (JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等) の処理目標率
2023 年度末: 100% ※JESCO 大阪への登録台数に占める割合
- 府保有 (集約保管分) の低濃度廃棄物等の処理 0.1 トン

【循環型社会推進室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[31,354 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

- 排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図ります。
- 産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。
- 有害使用済機器 (廃棄物を除く、使用済の電気電子機器) については、届出や保管・処分の基準遵守を指導していきます。



産業廃棄物の不適正処理現場 (野外焼却)

<2023 年度 of 取組指標>

- 建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
- 排出事業者への説明会の開催 3 回程度
- 不適正処理防止推進強化月間 6 月・11 月

【参考】2021 年度実績

- 不適正処理件数 420 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[185,820 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図ります。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2023 年度 of 取組指標>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40 回
- ・堺第7-3区 of 適切な維持管理
 - 環境調査 12 回 1,815 検体
 - 老朽化対策 護岸被覆防食工事 128.1 m²
 - 排水路改修工事 260m
 - 調整池 pH 低減対策 フィールド実証試験 開始

【循環型社会推進室 06-6210-9562】

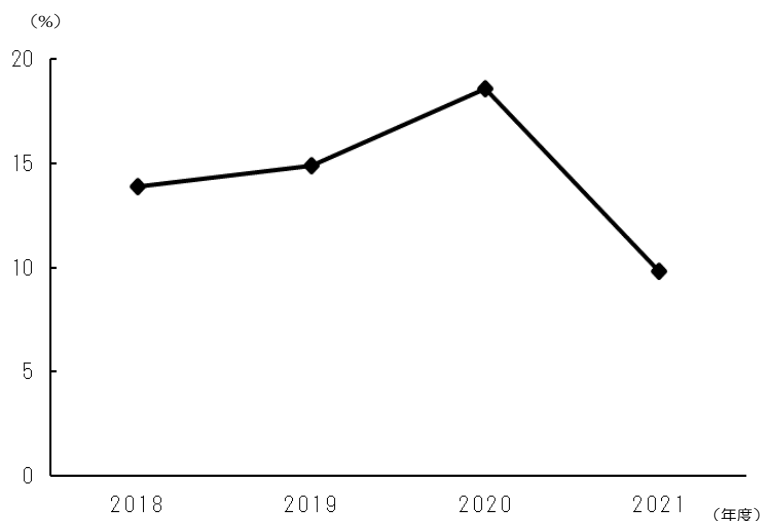
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。
- 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。
- 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。

《現状》

- 自然環境に配慮した行動をする府民の割合について、2021年度は9.8%となっています。



自然環境に配慮した行動をする人の割合 (大阪府政策マーケティング・リサーチ)

- 法令等に基づく地域指定実面積について、2021年度は46,964ha(※)となっています。
※内訳：陸域 46,942ha、海域 22ha
- 府内において連携した取組を行う事業者・団体数について、2021年度は307事業者・団体となっています。
- 府内で確認された特定外来生物(※)のうち、必要な対策(防除・啓発)がなされた割合について、2021年度は28.1%(9種/32種)となっています。

※府内では、アライグマ、クビアカツヤカミキリ、ヒアリなど32種類の特定外来生物が確認されています。

● 施策の方向

- 生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進
- 自然資本の持続可能な利用、維持・充実
- 生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

《分野別計画及び目標等》

○ 大阪府生物多様性地域戦略

概要：生物多様性基本法に基づく、府内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

目標：○自然の恵みに関する意識の向上

○自然環境に配慮した行動の促進

○自然環境の持続的な保全の推進

○事業者等と連携した保全活動の推進

○特定外来生物の防除の推進

○市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築

【モニタリング指標(※)】

u 自然環境に配慮した行動をする府民の割合

2020年度 18.6%

u 法令等に基づく地域指定（陸域）の割合

2020年度 24.6%（46,930ha/190,532ha）

u 連携した取組みを行う事業者・団体数

2020年度 299事業者・団体

u 府内で確認された特定外来生物のうち必要な対策がなされた割合

2020年度 28.1%（9種/32種）

（※ 大阪府生物多様性地域戦略の取組内容を検証する際に活用する指標）

2023 年度の主な施策・事業と取組指標

生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進

■ 生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進【一部新規】

[4,000 千円]

(目的)

自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。

(内容)

消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「おおさか生物多様性なび（仮称）」の提供に向けたコンテンツ作成の実施や、五感による自然の体感を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」・「身近化」を進めます。

また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み（生態系サービス）に関する意識醸成を図ります。

<2023 年度取組指標>

- ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1 回
- ・多奈川ピオトープでの保全活動への参加人数 約 300 人



多奈川ピオトープでの保全活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

自然資本の持続可能な利用、維持・充実

■ 多様な主体と連携した森・里・川・海における取組み【新規】

[- 千円]

(目的)

多様な主体の生物多様性保全に向けた取組みを促進すること。

(内容)

生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組みを PR する「おおさか生物多様性応援宣言（仮称）」制度を提供し、企業や団体の生物多様性保全への取組みを促進します。

<2023 年度取組指標>

- ・「おおさか生物多様性応援宣言（仮称）」制度 宣言企業・団体 100 社・団体



企業が参画する保全活動

【みどり推進室 06-6210-9557】

■外来生物に対する取組み

[- 千円]

(目的)

府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。

(内容)

府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への被害の大きさを示した「大阪府外来生物アラートリスト(仮称)」を活用し、府民等の理解を促進します。



特定外来生物
クビアカツヤカミキリ

※写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

<2023 年度 of 取組指標>

- ・特定外来生物の防除研修会の開催 1回

【みどり推進室 06-6210-9557】

■共生の森づくり活動の推進

[7,976 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。



共生の森での森づくり活動

<2023 年度 of 取組指標>

- ・共生の森づくり活動への参加人数 約500人
- ・企業や府民による植栽面積 約0.2ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業

[- 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動物種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。

(内容)

(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンパラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、2013年に再導入を行った城北ワンドでは、現在も生息が確認されています。

2023年度は、環境DNA分析等を用いた淀川での生息状況の確認や外来種の防除等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行います。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施します。



イタセンパラ



イタセンネットの活動の様子

<2023 年度 of 取組指標>

- ・イタセンパラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・観察会(1回、100人)

【みどり推進室 06-6210-9557】

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[- 千円]

（目的）

万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。

（内容）

NPO 団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行います。

※2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済

<2023年度取組指標>

市民参加による管理

- ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha
- ・園内花壇 0.6ha



竹林の保全活動

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

■希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり【新規】

[- 千円]

（目的）

生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動植物種保全のための仕組みづくりを進めること。

（内容）

生物多様性の保全に向けた取組みを効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表します。



ハッチョウトンボ（府絶滅危惧Ⅰ類）



サギソウ

（環境省準絶滅危惧、府絶滅危惧Ⅱ類）

※写真提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

<2023年度取組指標>

- ・府内の野生動植物種に係る調査情報等の公表

【みどり推進室 06-6210-9557】

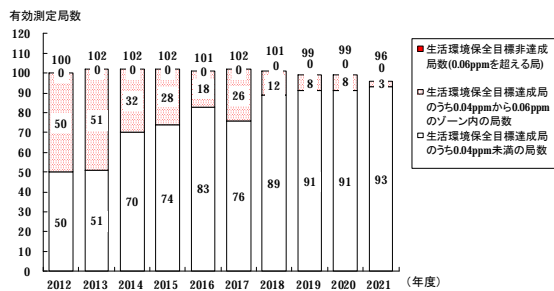
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 〇 すみわたる空気やすんだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。
- 〇 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。
- 〇 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。

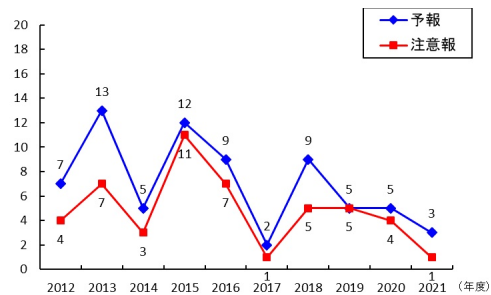
《現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、生活環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、96局（有効測定局）中、93局で0.04ppm未満となっています。



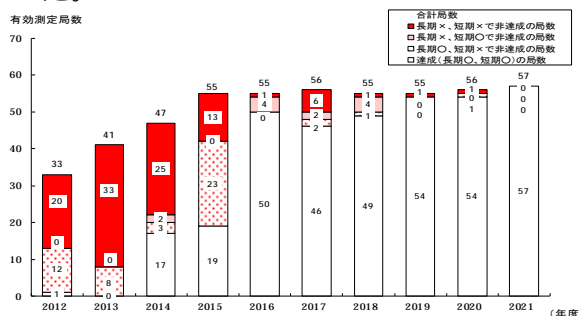
二酸化窒素の生活環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視しています。2021年度は、57局（有効測定局）で測定を行い、全局で生活環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質 (PM2.5) の生活環境保全目標達成局数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

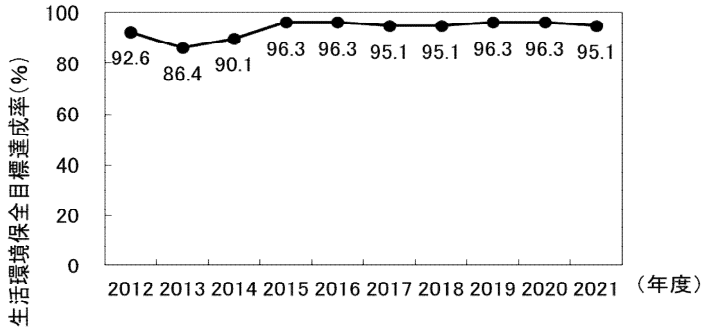
大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。

肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。

※環境基準は2009年9月に「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」に定められました。

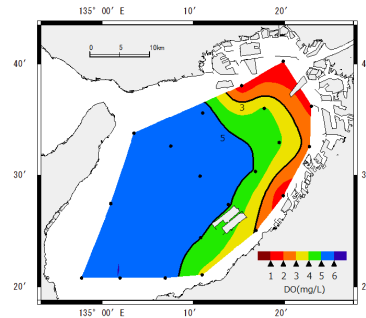
《現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます。



府内河川における BOD の生活環境保全目標達成状況

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。

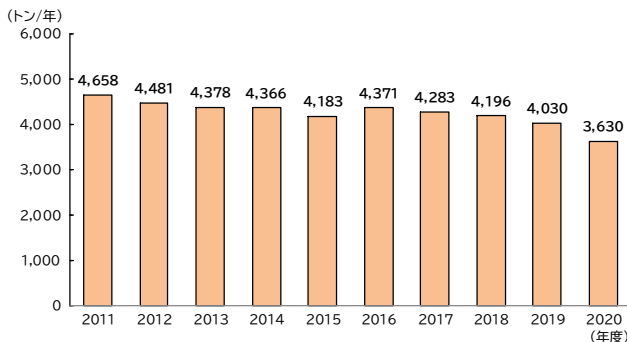


夏季底層 DO の分布図
(2019～2021 年度平均)

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年減少傾向にあると推定されています（2015 年調査値：97ha、2021 年推定値：84ha）。

- 府内における化管法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。



府内における化管法対象物質の届出排出量の経年変化
※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

- 府内における化管法対象物質の排出量は、全国第9位となっています。

都道府県別の化管法対象物質の排出量（2020 年度）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	8,856	6,009	2,302	2,609	19,777
2 静岡県	7,155	3,199	1,447	1,724	13,525
3 東京都	1,354	8,234	1,260	2,568	13,416
4 千葉県	4,515	4,746	1,895	2,240	13,396
5 茨城県	5,239	4,763	1,195	1,749	12,947
6 埼玉県	4,976	3,428	1,777	2,290	12,470
7 神奈川県	4,477	4,388	1,145	2,159	12,169
8 北海道	1,887	6,329	951	2,710	11,877
9 大阪府	3,630	4,817	1,327	2,013	11,787
10 広島県	7,046	2,379	889	1,322	11,635
その他	74,979	55,189	21,049	33,397	184,615
合計	124,114	103,482	35,236	54,782	317,614

化管法とは

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み（PRTR 制度）を規定。現在 462 物質（2022 年 4 月からは 515 物質）がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

- 固定発生源対策の推進
- 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- PM2.5対策の検討・実施
- 光化学オキシダント・揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 水質汚濁負荷量の削減
- 大阪湾の環境改善対策の推進
- 水環境の保全・再生
- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
- 地盤沈下対策の推進
- 環境監視
- 公害紛争処理

《分野別計画及び目標等》

- 生活環境保全目標
概要：府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、府が定めている目標。
- 「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン《2022年10月策定》
(瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画)
概要：「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画(※1)」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(※2)」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめたもの
(※1)「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めたもの。
(※2)「総量削減基本方針」に基づき、府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標を達成するために行う取組みについて定めたもの。
目標：○将来像：多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現している。
<豊かな大阪湾が有する多面的価値・機能>
 - ・多様な生物を育む場が確保されている。
 - ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている。
 - ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている。○個別目標
 - (1)水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
 - (2)沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全
 - (3)海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみの除去・発生抑制等
 - (4)気候変動等への対応
- おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)
概要：「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、大阪湾の特性・実情に応じて、実施すべき施策や推進体制をとりまとめたもの。同法の改正に伴い、海洋プラスチックごみ対策に重点を置いた改定を行い、目標や施策の基本方針等を定めている(2017年3月策定・2021年3月改定)
目標：○長期的(2050年を想定)にめざす姿
「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざす。
○計画の目標：2030年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。

2023 年度の主な施策・事業と取組指標

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止のための事業所規制

[4,291 千円]

(目的)

事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、必要に応じて改善指導を行います。

また、立入検査を行い施設の稼働状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、事業者に対して施設の点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定を実施します。

2022 年3月の条例改正に伴う規制の見直しに関しては、事業者への周知や立入検査の実施により履行の徹底を図ります。



事業所立入



検査のために処理施設から
排ガス採取

<2023 年度の取組指標>

- ・法、条例の対象施設の事前届出に対して規制基準の適合状況を確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。
- ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。
- ・排ガス等の測定を実施する。

【参考】2021 年度実績

- ・立入検査をのべ 310 回実施
- ・使用燃料等測定 1 事業所
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 2 事業所
- ・揮発性有機化合物濃度測定 1 事業所
- ・有害物質測定 3 事業所

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車NOx・PM総量削減対策の推進

[16,982 千円]

(目的)

窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。

(内容)

関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえ、第4次計画の策定に向けた検討を行います。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。

また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行います。



二酸化窒素濃度の簡易測定



電動車でグリーン配送
適合車ステッカー

<2023年度取組指標>

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持
- ・NOx・PMの排出量の把握

【参考】

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準 全局達成(2021年度)
- ・対策地域からのNOx・PM排出量
NOx: 8,600トン、PM: 450トン(2020年度)

【環境管理室 06-6210-9587】

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進

[- 千円]

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進

[- 千円]

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業

[5,161 千円]

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業

[917,000 千円]

■電気自動車用充電設備の整備促進

[50,000 千円]

■新たなモビリティサービスの導入促進

[30,142 千円]

※「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進」参照(p.17~p.18)

PM2.5 対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[13,671 千円]

（目的）

PM2.5 の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。

また、PM2.5 を構成する成分の分析を実施し、発生源に関する知見を集積すること。

（内容）

自動測定機により状況を把握しホームページで公表するとともに、PM2.5 濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。

また、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内における PM2.5 の構成成分の実態及び季節変化を把握し、発生源に関する知見を集積します。



<2023 年度 of 取組指標>

- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握
（府管理 一般局：19 局、自排局：6 局、うち成分分析：1 局）

【環境管理室 06-6210-9621】

光化学オキシダント・揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[58 千円]

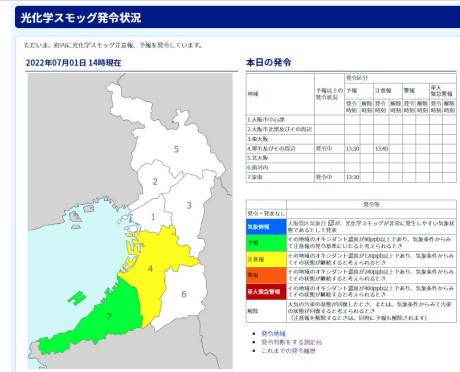
（目的）

光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。

（内容）

VOC の排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進します。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へ NOx や VOC の削減要請を行います。



光化学スモッグ発令画面

<2023 年度 of 取組指標>

- ・VOC の排出抑制
【参考】
・VOC 届出排出量 8,900 トン／年（2020 年度）

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[156,044 千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施します。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・アスベスト除去対策工事等の実施 6施設
- ・空気環境測定の実施 245箇所

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

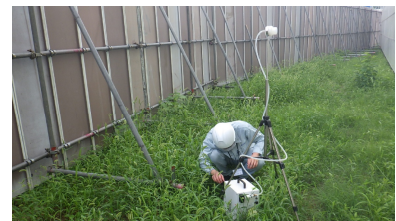
府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや建設リサイクル法の届出情報を活用して事前調査の内容確認や届出対象規模未済の解体現場等の立入検査を行います。

6月の「アスベスト飛散防止推進月間」においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、12月には、関係団体・国・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組みについて共有を図ります。

また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置についてHP等を通じて府民等への周知を行います。



大気中の石綿濃度測定



セミナーの様子

<2023 年度 of 取組指標>

- ・解体現場等の立入検査
- ・規模の大きい作業の石綿濃度測定
(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)
- ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催

【参考】2021年度実績

- ・届出 133件、立入検査等 463件

【環境管理室 06-6210-9581】

騒音・振動・悪臭の防止

■生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業【新規】

[6,052 千円]

(目的)

法令の規制のない生活騒音問題の未然防止、早期対応を図ること。

(内容)

「生活騒音」は、原因がさまざまで、また、個人により被害感が異なることから、対応する関係者間のリスクコミュニケーションが難しい。

そこで、一般の方と専門家（不動産関係者、弁護士など）向けに、騒音の基礎的事項と、その対応方法を示すマニュアル等、リスクコミュニケーションを支援するツールを作成します。

<2023 年度の実績指標>

- ・生活騒音に関する実態調査
- ・一般の方と専門家向けのマニュアル等の作成

【環境管理室 06-6210-9588】

■騒音・振動の防止

[12,704 千円]

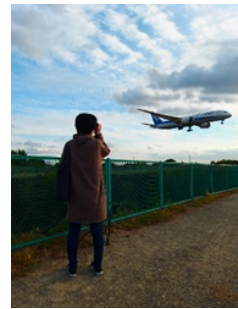
(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけます。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。



航空機騒音の測定

<2023 年度の実績指標>

- ・自動車騒音モニタリング調査の実施 10 町村域
(自動車騒音に係る環境基準の達成率： 93.3% (2020 年度))
- ・航空機騒音調査の実施 (大阪国際空港周辺： 通年 3 地点、 短期 2 地点、 関西国際空港周辺： 短期 2 地点)
- ・市町村研修会の開催 3 回

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

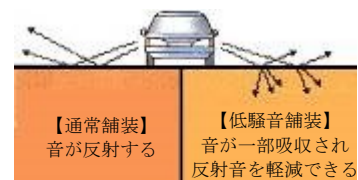
[15,000 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。



低騒音舗装による騒音対策

<2023 年度の実績指標>

- ・予定路線： 国道 170 号、大阪中央環状線 等
- 【参考】 2022 年度実績 大阪中央環状線 等

【道路室 06-6944-9291】

■悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

(内容)

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援します。

<2023年度の取組指標>

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回



研修会での臭気測定の実習

【環境管理室 06-6210-9581】

生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[6,397千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。

<2023年度の取組指標>

- ・排水基準が適用される事業所、立入・採水検査を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所、立入検査を実施

【参考】2021年度実績

- ・工場・事業所立入件数：282件、試料採取・分析件数：149件 うち33件について改善を指導



事業所排水の採水検査

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策の推進

[- 千円]

水質汚濁防止の事業所規制に含む

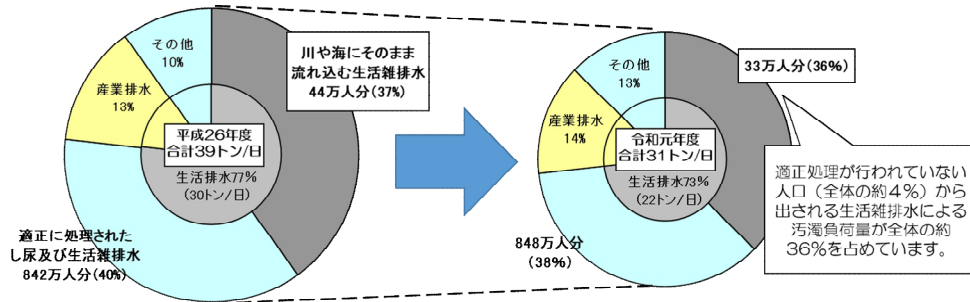
(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。



<2023年度取組指標>

- ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施

【参考】2021年度実績 8回

- ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施

【参考】2021年度実績 パネル展示 11か所

【参考】生活排水適正処理率 96.5% (2020年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

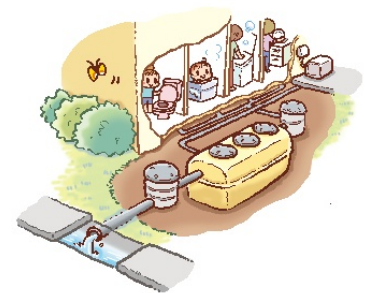
[12,975千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2023年度取組指標>

- ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村
 - ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型) 5市
- 【参考】2021年度実績
- ・個人設置型浄化槽 11市町村にて実施
 - ・市町村設置型浄化槽 5市にて実施

【生活衛生室 06-6944-9180】

水質汚濁負荷量の削減

■ 総量削減計画の進行管理

[56 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量 (COD)、窒素 (T-N)、りん (T-P) の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行います。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・ 2022 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。

【参考】

- ・ 2020 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量
COD 42 トン/日、T-N 44 トン/日、T-P 2.7 トン/日

【環境管理室 06-6210-9577】

大阪湾の環境改善対策の推進

■ 「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進【一部新規】

[17,042 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO 等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。

(内容)

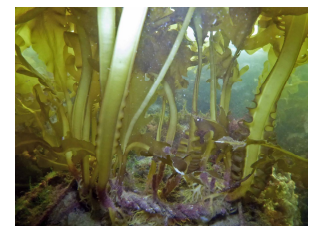
「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進します。

また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。

さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。



環境改善モデル設備の設置状況



<2023 年度 of 取組指標>

- ・ 大阪湾の新たな保全・再生・創出活動を実践する団体を公募し、選定した団体の活動成果等を基に、活動のノウハウ集を作成・展開
 - ・ 湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング
 - ・ 大阪湾南部海域における栄養塩濃度管理手法検討シミュレーションの開発
 - ・ 大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5 回
- 【参考】 2021 年度のイベントへの出展回数 2 回
- ・ 大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握



出展イベントの様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■おおさか海ごみゼロプランの推進

[- 千円]

(目的)

「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。

(内容)

ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進します。



次のごみに行くまで
マンボのリズムで踊ろう！
全身を鍛えます

<2023年度の取組指標>

- ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進
- ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開（「ごみ拾い de ながら運動」の活用等）
- ・大阪湾の海ごみの回収の推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）

「ごみ拾い de ながら運動」
の運動メニュー例

【環境管理室 06-6210-9577】

■海岸漂着物等対策事業

[32,162 千円]

(目的)

大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。

(内容)

漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査（個数・プラスチック組成）及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施します。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助します。



漂流ごみの回収



海ごみの組成調査

<2023年度の取組指標>

- ・河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所
 - ・海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所
 - ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体
- 【参考】2022年度実績
- ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4団体
 - ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査（9～2月にかけて、府内8箇所 で 14 回実施）

【環境管理室 06-6210-9577】

【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

[100,000 千円]

(目的)

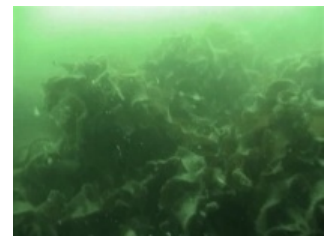
水産生物の産卵や幼稚子魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。

(内容)

「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭（なにわ）の海へ～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質（ブロック）を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組みにより藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図ります。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・岬町沖に着底基質を設置



カジメ



ガラモ（ホンダワラ属）

【水産課 06-6210-9612】

水循環の保全・再生

■流域下水道事業の推進

[42,155,642 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪府の下水道普及率は 96% を超えており、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。

また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・下水道普及率の向上

【参考】2021 年度末現在

下水道普及率 96.9%

- ・施設整備内容

合流式下水道の改善 3 箇所

下水処理機能の計画的な維持保全 44 箇所

(うち、水みらいセンター12 箇所、ポンプ場 32 箇所)



水みらいセンター

【下水道室 06-6944-6792】

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[278 千円]

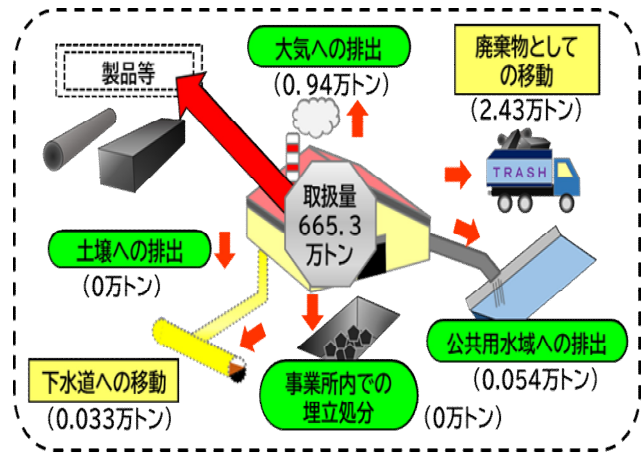
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化管法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。



2020年度の府内における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量

※届出排出量の合計：1.00万トン

<2023年度の取組指標>

- ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。

【参考】

- ・排出量等の届出件数 化管法 1,417件、条例 1,215件 (2021年度実績)
- ・環境リスクの高い化学物質の排出量 1.00万トン (化管法対象物質 0.36万トンを含む) (2020年度実績)

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行います。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。



対策事例集「化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

<2023年度の取組指標>

- ・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導

【参考】2021年度実績

- ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 532件(2021年度までの累計)
- ・立入検査実施件数 38件

【環境管理室 06-6210-9578】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[- 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催します。



化学物質対策セミナー
(2019年度の様子)

<2023年度取組指標>

- ・化学物質対策に関するセミナーの開催

【参考】2021年度実績

- ・化学物質対策セミナー 1回開催（参加申込者数 538人）

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■土壌・地下水汚染対策の推進

[385千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。



汚染土壌掘削工事の現地確認
状況（地下水位の確認）

<2023年度取組指標>

- ・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】2021年度実績

- ・形質変更届出件数 91件
- ・調査結果報告件数（法・条例・自主） 27件

【環境管理室 06-6210-9579】

地盤沈下対策の推進

■地盤沈下対策に係る規制指導

[4,455 千円]

(目的)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うことにより、地盤沈下を未然に防止すること。

(内容)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施します。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 15 箇所の地盤沈下・地下水水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。



地盤沈下・地下水水位観測所

<2023 年度の取組指標>

- ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収
- ・地盤沈下量、地下水位の観測 15 箇所

【参考】2021 年度末時点

- ・工業用水法に基づく許可件数 77 件
- ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,421 件

【環境管理室 06-6210-9579】

環境監視

■大気汚染常時監視

[165,703 千円]

(目的)

府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

(内容)

大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視して環境基準の適否を評価、公表します。

光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行うとともに、PM2.5 の注意喚起を防災情報メール等で発信します。

また、PM2.5 について、成分分析を行い環境の現状を把握する他、有害大気汚染物質について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に監視、公表します。



大気汚染自動測定機

<2023 年度の取組指標>

- ・大気汚染常時監視 27 局（国設局 2 局を含む）
- ・PM2.5 成分分析 1 地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング 6 地点
- ・アスベスト環境モニタリング 4 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

■公共用水域常時監視

[64,560 千円]

(目的)

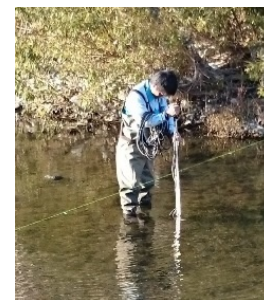
公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

地下水質の常時監視（概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査）を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。



河川の調査風景

<2023 年度の実施目標>

- ・河川（水質 57 地点、底質 9 地点）
- ・海域（水質 15 地点、底質 5 地点）
- ・地下水質（概況調査 20 地点、継続監視調査 38 地点）
- ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質 7 地点、底質 2 地点、マクロベントス（底生生物）2 地点）

【環境管理室 06-6210-9621】

■ダイオキシン類の常時監視

[12,126 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。



大気試料の採取風景

<2023 年度の実施目標>

- ・大気 6 地点
- ・河川水質・底質 20 地点
- ・海域水質・底質 5 地点
- ・地下水質 6 地点
- ・土壌 6 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

公害紛争処理

■公害審査会

[1,648 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めます。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行います。



公害審査会全体会議
(年 2 回開催予定)

<2023 年度の実施目標>

- ・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。

【参考】(2022 年 12 月末現在)

- ・2022 年度 係属中 7 件 終結 2 件 新規受付件数 6 件

【環境管理室 06-6210-9580】

V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

《2030年の実現すべき姿》

- 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。
- みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。
- ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市をめざして～

■府民参加の促進



学生エコチャレンジミーティング



学生ボランティアによる棚田保全活動

■みどりの風を感じる大阪



資料：みどりの大阪推進計画

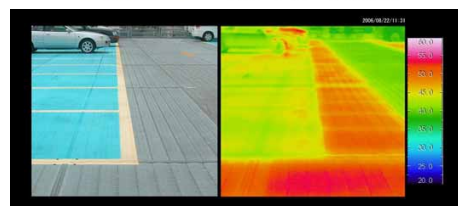
■ヒートアイランド対策の推進



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

● 施策の方向

- 環境情報の発信・環境教育等の推進
- 府民参加の促進
- みどりと水辺の保全と創造
- 森林吸収・緑化等の推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 魅力ある景観の形成
- 歴史的・文化的環境の形成
- 環境影響評価制度の推進
- 広域連携の推進

《分野別計画及び目標等》

- 大阪府環境教育等行動計画(2023年度中に改定予定)
概要：府民が広く環境保全活動に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育てていくことができるよう環境教育等を推進する施策の充実を図る。
目標：環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、府民による「環境保全活動」に取り組みが広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進。
- みどりの大阪推進計画
概要：「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、大阪府のみどりに関する総合的な計画として、施策の推進方向や実現戦略を示す。
計画の期間：2009年～2025年
目標：
 - ・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保
 - ・緑化の目標（市街化区域）：緑被率20%（現況の1.5倍）
- ヒートアイランド対策推進計画
計画の期間：2015年度から2025年度
目標：
 - ①住宅地域における夏の夜間の気温を下げることにより、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数^(※)を2000年より3割減らす。
※都市化の影響が少ない全国15地点のデータから算出した地球温暖化による影響と考えられる気温上昇分を除いて算出した熱帯夜日数
 - ②屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善する。
- 都市景観ビジョン・大阪
概要：大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を示す。
- 大阪府文化財保存活用大綱
概要：府における文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すもの。めざすべき姿、基本理念、基本方針、それらに基づき文化財の保存・活用を図るために講ずる措置や、防災・防犯および災害発生時の対応等を示す。

2023年度の主な施策・事業と取組指標

環境情報の発信・環境教育等の推進

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信します。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2023年度の取組指標>

- ・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 8件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体に対して環境教育を行うことにより、様々な環境問題の理解を促進し、環境配慮意識の向上を図ること。

(内容)

「環境教育等行動計画」に基づき、学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、環境学習と環境保全活動を推進します。

なお、同計画は大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、2023年度中に改定予定です。



小学校での環境教育

<2023年度の取組指標>

- ・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

府民参加の促進

■府民協働推進事業

[4,045 千円]

(目的)

地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例に基づき設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施します。

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト
- ・こども環境交流サミット
- ・学生エコチャレンジミーティング
- ・環境交流促進事業

<2023 年度 of 取組指標>

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催
- ・こども環境交流サミット開催 1 回
- ・学生エコチャレンジミーティング開催 1 回
- ・環境交流促進事業 交流イベント開催 1 回
- ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 2 回



学生エコチャレンジ
ミーティング

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■環境データ「見る」「知る」「活かす」推進事業

[- 千円]

(目的)

産学官連携による環境データのさらなる活用を進め、多様な主体や世代の交流・連携を促進し、府民の環境意識の向上を図り、行動変容を促すこと。

(内容)

庁内部局と連携して環境データの新たな活用を検討するとともに、2021 年度から2年間府が整備・運営した環境データ活用拠点で民間が実施するイベント等に環境データの活用事例等を提供し、SNS を通じてこれらの取組みを広く情報発信します。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・庁内部局と連携した環境データ活用の検討
- ・民間のイベント等への環境データ活用事例等の提供
- ・SNS を通じた環境データ活用の取組みの情報発信



あべのハルカス展望台で
実施した気象講座

【環境管理室 06-6210-9621】

■笑働 O S A K A の推進

[560 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出します。

<2023 年度 の取組指標>

- ・笑働グッズの購入、配布（随時）によるアドプト団体への継続支援。



【事業調整室 06-6944-9269】

■農業・農空間に関する活動への府民の参加促進

[8,022 千円]

(目的)

農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。

(内容)

府民が気軽に農空間での活動に参加できるように、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民に農に触れ合う機会を提供する取組みを支援します。

<2023 年度 の取組指標>

- ・公式ポータルサイトや SNS を活用した情報発信力の強化
- ・都市部での需要を喚起し、農空間への人流を促進
- ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みへの支援
- ・企業と農空間保全団体等とのマッチングの推進



府民に農にふれ合う機会を提供する企画

【農政室 06-6210-9600】

■ 「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[- 千円]

(目的)

都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取り組みを進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。

(内容)

市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、民間事業者や地域住民が取り組む緑化空間の整備を推進します。

(主な事業)

- ・「みどりづくり推進事業（活動助成）」
地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成します。
- ・「地域緑化推進事業」
住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付します。
- ・「みどりの風の道形成事業」
みどりの風促進区域（※）で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助します。
（※）海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12路線を指定した区域。
- ・「豊かな緑陰形成等支援事業」
府内各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援します。
- ・「みどりの空間づくり事業」
交差点の歩道部等の公共空間で、緑化整備と併せてベンチ等を設置し、みどりの空間を整備します。
- ・マイツリー事業
府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽します。

<2023年度の取組指標>

- | | | | |
|-------------------|-------|--------------|----------|
| ・みどりづくり推進事業（活動助成） | 6件 | ・地域緑化推進事業 | 2,500本配付 |
| ・みどりの風の道形成事業 | 4地区 | ・みどりの空間づくり事業 | 1箇所 |
| ・マイツリー事業 | 50本植栽 | | |



企業等が行う
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

【みどり推進室 06-6210-9558】
【公園課 06-6944-7594】

森林吸収・緑化等の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。

府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図ります。



企業による森づくり活動の様子

<2023年度取組指標>

- ・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施

【参考】 2022年度末(予定)

- ・全体の活動地区数 37ヶ所
- ・全体の参加団体数 39団体

【みどり推進室 06-6210-9556】

■森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等【一部新規】

[158,435 千円]

(目的)

国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村を支援等を行うこと。

(内容)

市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行います。森林整備に関する技術的支援においては、森林クラウドシステムを構築し、森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築します。

木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示すとともに、大阪公立大学森之宮キャンパスにおいて、木材利用促進のシンボル施設とすべく正面エントランスの木質化に向けて支援を行います。

また不特定多数の人が利用する民間施設について府内産木材による内外装の木質化等を支援し、木材を見て触れ感じる場の創出と利用促進による府内産木材の需要拡大を図ります。



市町村向け研修会の様子



門真運転免許試験場の木質化

<2023年度取組指標>

森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数

【参考】 2021年度実績 22市町村

森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数

【参考】 2021年度実績 13市町村

【みどり推進室 06-6210-9556】

ヒートアイランド対策の推進

■都市緑化を活用した猛暑対策事業

[704, 263 千円]

(目的)

多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。

(内容)

市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。



駅前広場での緑化

<2023 年度 of 取組指標>

- ・市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助
- 【参考】2020—2023 年度で、150 箇所の補助

【みどり推進室 06-6210-9558】

■建築物におけるヒートアイランド対策の促進

[- 千円]

(目的)

優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。

(内容)

府内の大規模な建築物（延べ面積 2,000 m²以上）の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞（愛称：“涼”デザイン建築賞）を公募により選定します。



令和3年度受賞建築物
(Innovation Garden OSAKA Center)

<2023 年度 of 取組指標>

- ・おおさか気候変動対策賞特別賞の選定

【建築環境課 06-6210-9725】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[945, 906 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹の適切な維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。

(内容)

倒木しにくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間を形成します。また、定期的な点検により、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図ります。



府管理道路の街路樹整備状況の例（箕面摂津線）

<2023 年度 of 取組指標>

- ・街路樹の更新・補植 高木：204 本 低木：6,621 本

【公園課 06-6944-9314】

■美しい景観づくり推進事業

[948 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施します。

また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組みます。



第40回大阪都市景観建築賞大阪府知事賞
(箕面電道の橋本亭)

<2023年度の取組指標>

- ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回
- ・「大阪都市景観建築賞」の実施

【建築環境課 06-6210-9725】

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

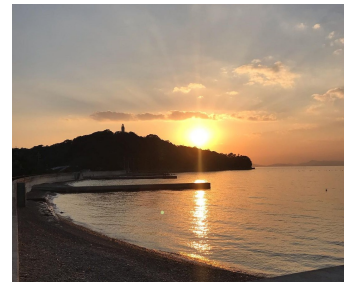
[1,044 千円]

(目的)

府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府内全体の良好な景観形成を推進すること。

(内容)

世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みを実施します。



(夕景を眺める長松自然公園)



(たくさんの新幹線を眺めるモノレール車窓)
ビュースポットおおさか 第3回選定

【建築環境課 06-6210-9725】

<2023年度の取組指標>

- ・「第4回 ビュースポットおおさか」の実施

歴史的・文化的環境の形成

■指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[11,947 千円]

(目的)

府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。

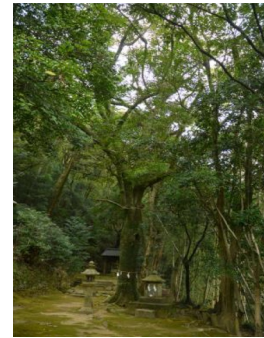
(内容)

府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。

また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・文化財指定、登録の推進
- ・文化財保存修理等の補助



天然記念物

信達神社のオガタマノキ (泉南市)

【文化財保護課 06-6210-9902】

環境影響評価制度の推進

■環境影響評価制度

[3,858 千円]

(目的)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

(内容)

学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者へ環境保全についての措置を講じるよう求めます。

<2023 年度 of 取組指標>

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導

【参考】2022 年度実績(2022 年 12 月末現在)

- ・環境影響評価方法書の審査 3 事業
- ・事後調査報告書の縦覧 3 事業



環境影響評価審査会による
事業計画地の現地調査

【環境管理室 06-6210-9580】

広域連携の推進

■ 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

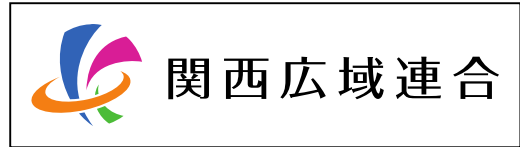
[15,864 千円]

（目的）

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「脱炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組みを実施します。



関西広域連合シンボルマーク

<2023 年度の取組指標>

広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。

（脱炭素社会づくりの推進）

- ・ 住民・事業者啓発
- ・ 次世代自動車普及促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

（自然共生型社会づくりの推進）

- ・ 生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組みによる生態系サービスの維持・向上

- ・ 関西地域カワウ広域管理計画の推進

- ・ 広域連携による鳥獣被害対策の推進

（循環型社会づくりの推進）

- ・ 3R等の統一取組の展開

（持続可能な社会を担う人育ての推進）

- ・ 人材育成施策の広域展開

【地域主権課 06-6944-9006】

【産業創造課 06-6210-9486】

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

■ 関西広域連合におけるプラスチック対策の推進（プラスチック対策検討会）

[5,487 千円]

（目的）

「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざし、関西広域での取組みを進め、地域創生につなげること。

（内容）

プラスチック代替品の普及に向けた取組事例や課題への対応策などを盛り込んだ情報集や、プラスチックごみ散乱状況推計モデル及び利活用マニュアルの更新を行うとともに、それらの利用拡大を図るために自治体や事業者向けの研修会等を開催します。

また、構成府県市や事業者団体等の活動の促進に資する情報共有を行うため、プラットフォームを運営します。

<2023 年度の取組指標>

- ・ プラスチック代替品の普及に資する情報集やプラスチックごみ散乱状況推計モデル・利活用マニュアルの更新
- ・ 研修会の開催（2回）
- ・ プラスチック対策推進プラットフォーム（3回）



関西プラスチックごみゼロ宣言（2019.5）

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【商工労働総務課 06-6210-9294】